

議案第7号

狭山市保育の実施に関する条例の一部を改正する条例

狭山市保育の実施に関する条例（昭和62年条例第4号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

狭山市保育所における保育に関する条例

第1条中「保育の実施」を「保育所における保育」に改める。

第2条の見出し中「保育の実施」を「保育所における保育を行う」に改め、同条中「保育の実施」を「保育所における保育」に改める。

第3条中「保育の実施」を「保育所における保育」に改める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

平成22年2月24日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

児童福祉法の改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。